

## つるがプレミアム付商品券

### 市民優先販売期間

5月23日(土)～5月31日(日)  
(1人5セットまで)



市内の取扱店で使用することができます。取扱店は、のぼり旗や店舗に貼られたステッカーが目印です。

- ◆販売価格 1セット 12枚入り 10,000円  
(@ 1,000円券×12枚)
- ◆発行数 30,000セット
- ◆対象 18歳以上の方(1人5セットまで)
- ◆販売期間

- 市民優先販売 5月23日(土)～31日(日)  
(5月23日(土)・24日(日)きらめきみなと館 10時～15時)  
(5月25日(月)～31日(日)敦賀商工会議所 9時～17時)
- 一般販売期間 6月1日(月)～売切れまで 敦賀商工会議所

- ◆使用期間 5月23日(土)～11月23日(月)※まで
- ◆その他

#### 【セット内容】

限定券 2枚 2,000円分 小規模店\*で使用できます  
共通券 10枚 10,000円分 登録店全てで使用できます  
※店舗面積が1,000㎡以上のお店および県外資本の大手チェーン店以外のお店

#### 【抽選イベントを実施】

使用された方を対象に、総勢280人に販売期間終了後、抽選で景品を進呈します。(10,000円相当×42人、5,000円相当×84人、3,000円相当×154人)

#### 【多子世帯、ひとり親世帯対象にクーポン券を発行】

多子世帯、ひとり親世帯を対象に1世帯につきクーポン券(2,000円分)1枚をお送りします(重複世帯は1枚のみ)。商品券購入時にクーポン券を使うことで、商品券(1セットのみ)を8,000円で購入できます。

※対象の方の商品券1セット分は、販売から1週間、取り置きますが、2セット目以上の販売は売切れ次第終了となります。

詳しくは、商工会議所または市のホームページをご覧ください。5月21日の新聞折込チラシをご覧ください。

- 問合せ先 (商品券販売について)
- 商工政策課 ☎ 22-8122
  - 敦賀商工会議所 ☎ 22-2611
  - (クーポン券について)
  - 児童家庭課 ☎ 22-8125

この「のぼり」と「ステッカー」のお店が目印



市内の消費拡大や地域経済活性化を目的に、1万円分(1万2千円分)の買い物ができる「つるがプレミアム付商品券」を販売します。今月号は、商品券の内容や販売方法などをお知らせします。

1万円が1万2千円になるお得な、「つるがプレミアム付商品券」を発売します

# まちづくりに関する提案等を募集します

## まちづくり提案事業

市のまちづくりのために事業を行う市民活動団体の企画事業に対し、市民協働事業補助金を交付します。皆さんからのご提案をお待ちしています！

### 【補助対象団体】

- ▶ 構成員が3人以上である団体
- ▶ 市内に住所を置き、市内を活動拠点としている団体
- ▶ 市民が主体となり、自発的・自主的に活動している団体

【補助対象事業実施期間】 8月から平成28年3月まで

### 【補助額】

補助対象経費の3分の2に相当する額（上限20万円）

※ただし、同一事業で継続申請の場合…

2年目 補助対象経費の2分の1に相当する額（上限10万円）

3年目 補助対象経費の3分の1に相当する額（上限5万円）

### 【提出書類】

- ① 市民協働事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 申請団体の規約、会則または定款
- ⑤ 事業提案書

※①、③、⑤については、指定の様式があります。

【募集期間】 6月1日(月)～30日(火)必着

### 【申請から交付までの流れ】

- 事業申請
- ➔ 審査委員会：7月中旬
  - ➔ 補助金交付決定・不交付決定
  - ➔ 事業実施（8月～）
  - ➔ 事業報告書、収支決算書を提出
  - ➔ 補助金確定
  - ➔ 補助金交付請求書の提出
  - ➔ 補助金交付（実績払い）



## 地域じまんづくり事業

地域住民による、地域の実情に応じた個性豊かできめ細やかなまちづくりに対し、交付金を交付します。

### 【事業対象】 各区

※複数の区が集まって1つの事業に応募することもできます。

### 【事業内容】

- ① 地区の創意と工夫によるまちづくり事業
- ② 地区におけるふれあい拠点整備事業
- ③ 地区の特産品等開発事業
- ④ その他住民自治の発展に寄与する事業  
(例：花の植栽事業、健康づくり運動事業、自主防災訓練など)

### 【事業期間・申請期間】

① 平成27年10月から実施希望の場合

➔ 平成27年7月3日(金)必着

② 平成28年4月から実施希望の場合

➔ 平成27年9月25日(金)必着

※最長3年までの事業計画を申請できます。

### 【交付金限度額】

▶ 地域じまんづくり事業費

均等割：1区あたり20万円

世帯割：1世帯あたり500円

(基準日は毎年4月1日)

※100世帯に満たない場合は、5万円

▶ 高齢化集落支援加算金

高齢化集落(限界集落)の区の団体に対しては、5万円を加算します。



詳しくは、市民協働課へお問い合わせください。

【問合せ先】 市民協働課 ☎ 23-5411

Ⓔ <http://www.city.tsuruga.lg.jp/>